

秘密保持約款

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構第一宇宙技術部門（以下「機構」という。）が行う情報提供要請（以下、「RFI」という。）のために機構が相手方に開示する情報の取扱いについて、次のとおり約款（以下、「本約款」という。）を定める。

（適用範囲）

第1条 本約款は、機構から相手方に開示する RFI に関する情報のうち、秘密に属するものの取扱いについて適用する。

（定義）

第2条 本約款において、用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

（1）「秘密情報」とは、機構が当該情報の取扱い条件を「機密性重要度2」と明示した情報をいう。

（2）「情報」とは、あらゆる情報であって、文書、図面及び電磁的記録、口頭など有形・無形を問わない。

（一般義務）

第3条 相手方は、機構から開示された全ての秘密情報について、RFI の準備のみならず、RFI の期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって本約款に定めるところにより秘密情報の保全に万全を期し、これを第三者（当事者以外の一切の者をいい、親会社、子会社、関連会社その他の関係会社を含む。以下同様。）に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。

（1）機構から知得する以前に、既に公知であるもの。

（2）機構から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。

（3）機構から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。

（4）正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。

（5）機構から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。

（6）機構から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。

（7）裁判所命令又は法令によって開示を要求されたもの。この場合、法令に反しない限り、かかる要求があったことを機構に直ちに通知し、開示する内容について予め機構の同意を得る。

2 相手方は、自己の指揮命令の下で業務に従事し、本件 RFI に関わる必要最低限の役員及び従業者に限り、相手方の定める管理責任者の監督の下で秘密情報を使用するものとする。

3 相手方は、本件 RFI のためにのみ秘密情報を使用するものとする。

4 相手方は、前 1 項 6 号に基づき機構の書面による同意を得て第三者に秘密情報を開示する場合は、本約款に基づき自己が負うのと同等の義務を当該第三者に負わせる。当該第三者による漏洩を含む本約款における義務と同等の義務の違反は、当該第三者へ秘密情報を提供した相手方による本約款の違反とみなす。

5 相手方は、本約款に従って開示者から開示される秘密情報について、外国為替及び外国貿易法及び関連政省令等（以下「外為法等」という。）に基づく輸出、または技術の提供を行う場合、これが本約款の第三者への開示に該当するか否かに関わらず、事前に開示者の書面による同意を得るとともに、外為法等に従い輸出許可取得等必要な手続きを行う。

（複製）

第 4 条 相手方は、本件 RFI に必要な場合を除き、機構が開示した秘密情報の複製又は写真撮影等他の媒体への記録をしてはならない。

（RFI 終了後の秘密情報の取り扱い）

第 5 条 相手方は、RFI が終了したときは、機構による事前の同意を得た場合を除き、速やかに秘密情報を機構に返還又は廃棄しなければならない。

2 秘密情報の返還又は廃棄後も第 3 条、第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条及び第 14 条は効力を有するものとする。

（秘密情報の管理）

第 6 条 相手方は、第 3 条から前条に定める措置を確実に履行し、相手方の事業所等関係箇所における秘密情報の保全を確保するため、秘密情報保全に関する管理責任者を定め、機構にその氏名を通知するとともに、適切に秘密情報の保全管理を行わなければならない。

（報告・検査）

第 7 条 相手方は、機構から秘密情報の取扱いの状況について報告を求められたときは、遅滞なくその状況を文書等により報告しなければならない。

2 機構は、本約款に定める相手方の義務の履行を確認するため、必要な範囲で相手方の事業所等関係箇所の検査を行うことができる。

（違反時の措置）

第 8 条 機構は、相手方が本約款に定める義務に違反したと認められる場合には、違反の是正を求めることができる。この場合において、相手方は速やかに是正のための措置をと

る。

（事故発生時の措置）

第9条 相手方は、秘密情報の漏洩、紛失、破壊等の事故が発生し、又はこれらの疑い若しくはおそれがあったときは、適切な措置をとるとともに、その詳細を、直ちに、機構に報告し、機構の指示に従うものとする。

（損害賠償）

第10条 機構は、相手方の責に帰すべき事由又は相手方が本約款に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し損害の賠償を請求することができる。－

（差止め）

第11条 機構は、秘密情報の漏洩等をし、又はするおそれが生じた場合、相手方に対し、当該行為の差止めを請求することができる。

（権利の許諾）

第12条 機構は、本契約に基づき自己の秘密情報を相手方に開示することによって、自己が現在又は将来保有する特許権（出願中のものを含む。）、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他知的財産権(以下、「特許権等」という。)につき、その実施、使用又は利用を相手方に許諾するものではない。

（不当介入）

第13条 相手方は、次の各号を遵守しなければならない。

（1）暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」と総称する。）による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固としてこれを拒否しなければならない。

（2）暴力団員等による不当介入があったときは、直ちに管轄の都道府県警察（以下「警察当局」という。）に通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

（3）前号により警察当局に通報したときは、速やかにその内容と書面により相手方に報告するものとする。

2 前項第1号における暴力団関係者とは、個人または法人の役員等が次のいずれかに該当する場合の個人又は法人をいう。

（1）暴力団員と認められる場合

（2）暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

（3）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合

(4) 暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合

(5) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

(6) 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合

(7) 前各号のほか、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合

3 機構は、相手方が本条第1項に違反していると認められるときは、相手方に対して必要な措置を講ずるよう要請することができる。相手方は、直ちにその要請の本旨に沿った措置を講じなければならない。

(協議事項)

第14条 本約款に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、機構と相手方の協議により、解決するものとする。

(裁判管轄)

第15条 本約款に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。